

令和 8 年度 第 1 回静岡市終活支援研究会 議事録

1 日時

令和 8 年 7 月 17 日（金）10 時 00 分から 12 時 00 分まで オンライン（Zoom）開催

2 出席者

（委員） 石井委員、石田委員、近江委員、岡元委員、小澤委員、金森委員、
坪川委員、手嶋委員

（事務局） 安心感がある温かい社会推進課 田中課長
未来のあんしん支援係 村松係長、望月副主幹、石田主査、
長谷川主任主事

3 傍聴人

1 人

4 次第

（1）開会

（2）自己紹介

（3）議事

報告事項

- ① 静岡市の終活支援事業令和 7 年度報告及び令和 8 年度計画について
- ② 静岡市終活支援優良事業者（社会福祉法人まごころ）のフォローアップ状況等
について
- ③ 社会福祉法等の一部を改正する法律について
- ④ 静岡県及び静岡県社会福祉協議会の取組について
意見交換
墓じまいについて

（4）閉会

5 会議内容

（1）開会

（2）自己紹介

（3）議事

報告事項

- ① 静岡市の終活支援事業令和 7 年度報告及び令和 8 年度計画について
（事務局から説明（資料 1））
- ② 静岡市終活支援優良事業者（社会福祉法人まごころ）のフォローアップ状況等
について

事務局（フォローアップ報告）：

終活支援優良事業者の認証は、有効期間3年。その間も毎年、認証審査時と同様の資料を提出いただき、認証後のフォローアップを行っている。社会福祉法人まごころから、静岡市終活支援優良事業者認証事業実施要綱第11条に基づき、5月21日に活動状況報告書の提出を受け、書類審査、訪問調査を行ったことを御報告する。

社会福祉法人まごころ石井委員より説明（資料2）：

社会福祉法人まごころは、主には、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスなどの介護事業を展開しており、その中で身元保証、終活に取り組んでいる。

この事業自体は令和4年度から開始し、令和6年3月19日に静岡市から終活支援優良事業者の認証をいただいた。資料の法令遵守指針等の説明は省略させていただく。寄附については、当然寄附の勧誘や強要をしないというルールに則ってやっている。遺贈・死因贈与の件に関しても、遺贈を受けることや死因贈与契約をすることはありませんというルールに則り対応している。

今までの実績等についてだが、まず令和4年度から身元保証事業を始めて、令和8年6月現在で534件のお問い合わせをいただいた。その中で累計の契約者数は112名、死後事務の執行をした方は16名。認証をいただく前は、月8件程度のお問い合わせをいただいていたが、市からの認証後（令和6年3月19日）、現時点では月平均12件ほどのお問い合わせをいただいている。それに伴って認証前より契約者数も増加している。お問い合わせをいただいた利用者様で、御親族はいるが、その御親族様が御高齢であったり、遠方や海外に住んでいて対応できなかったりするケースの相談が増えていると感じている。その他、認証前はケアマネジャー様、地域包括支援センター様経由のお問い合わせが多かったが、認証後に関しては、御本人様からの直接お問い合わせや、ホームページを見てのお問い合わせが多くなってきているような印象。65歳から70代前半のまだ若くて元気な方からのお問い合わせも多くなっている一方で、介護保険を利用している方からのお問い合わせもあり、二極化しているような傾向もあるように感じている。身元保証、死後事務、生活支援、そういったところを主に対応しているが、参考までに、ここ最近対応しているケースを紹介する。

御本人様は、息子さんがいらっしゃるが、その息子さんに精神疾患があり、後見人様がついていて、頼ることができないため、自ら身元保証や死後事務を契約した方がいた。御契約後、御本人様が御高齢だったこともあり、救急搬送や入退院の繰り返し、介護施設へ引越等もあったが、その後残念ながらお亡くなりになった。そのたびに、ケアマネジャー様、息子さん、息子さんの後見人様と連携を取りながら、対応させていただいたという事例があった。

お客様の声については、70代女性から「終活の相談先がわからず困っていたところ、静岡市さんから紹介していただいて、安心して相談できました」、70代男性から「もしもの時の備えができたことで、将来への不安が消えました」といった、好意的な評価をいただいている。

一方で、取組をする中で課題もある。やはり資力に余裕がない方への支援が、なかなかできていないところ。これは大きな課題として捉えている。また、介護保険利用前のお元

気なおひとり様も、孤立していたり、社会との関わりがなかったり、孤独死の不安を抱える方もいらっしゃる、見守り・安否確認のひとつとして、LINE による安否確認システムを導入し、取組も始めている。その他、終活支援優良事業者として、地域の老人福祉センターで出張講演等も行っている。こちらに関しては、終活だけでなく私たちは介護事業者でもあるため、認知症の予防方法、理学療法士と体操をする等フレイル予防の一つとし、地域貢献活動も行っている。

最後に、静岡市の認証を受けてからの変化について、今の時点では、介護保険利用前の方や、先ほど申し上げた 65 歳から 70 代の方々からのお問い合わせが増えており、約半数に及んでいる。具体的なお話を聞く中でも、終活という言葉自体が浸透してきているという印象。また、お客様からも、何を基準に会社を選んでいいかわからなくて不安だったが、この静岡市の認証というのがあることで安心して相談ができるという声も多数あった。その他にも、他県の社会福祉法人から視察が来て、どういうふうな形でやっているのでしょうかという質問をいただくことがあった。

事務局：

現在、静岡市の終活支援優良事業者は、社会福祉法人まごころと、株式会社 Welbie の 2 者である。本日株式会社 Welbie の鹿又委員は日程の割合がつかず、欠席ではあるが、事前に参考の数値を教えていただいております、この場で、2 者合わせた静岡市終活支援優良事業者の状況を報告させていただく。

令和 8 年 6 月末現在、2 者合わせて 180 件超の契約者がおり、2 者合わせてすでに 25 名の死後事務を執行した。2 者の終活支援優良事業者は、高齢者の最期の思いを受け止め、御本人の意向に沿った御対応を日々行っており、市としても大変ありがたく思っている。契約者数も石井委員からの御報告にもあったとおり、またこれまでの研究会で話があったとおり、静岡市による終活支援優良事業者の認証後、2 者とも契約者数が増加しているとのこと。報告事項①で報告した、静岡市の高齢化状況等を勘案すると、今後ますます需要が伸びていくものと思われる。終活支援優良事業者の 2 者におかれては、高齢者の皆さんが安心感を高め、これからの人生を希望どおり過ごせるよう、ぜひとも引き続き御尽力をいただきたい。

③ 社会福祉法等の一部を改正する法律について

④ 静岡県及び静岡県社会福祉協議会の取組について

(事務局から説明(資料 3、資料 4))

坪川委員：

まごころさんに先ほどの報告の関係で 2 点お伺いしたい。1 点目は LINE で安否確認をしているというご説明があったが、具体的にどういう感じで運用しているのか、独居の特に御高齢の方で LINE を使ってすんなり皆さん使えるのか、導入のところで難しいケースがあるのか伺いたい。

もう 1 点は終活支援の関係で相談件数、実績ともかなりお持ちだと思うが、中には相談しても利用を見送られる、契約までは至らないという方もいると思うが、どういうと

ころがネックというか、あるいはちょっと違うなというふうになっているのか、もし日頃こういうところがもっと変わればリーチしやすくなるかな、みたいなものが感じてらっしゃるところがあれば、ぜひ伺いたい。

石井委員：

まず、LINE は、利用者宛に毎日決まった時間にお元気ですかとメッセージが届く。それに対して高齢者が文章で返信するのは大変なので、OK というボタンを押すことだけをお願いしている。それで、OK が押されると既読になるシステムなので、それで今日も 1 日大丈夫でしたねと確認するシステムになっている。逆に、OK が押されずに、また、その次の日に同じ時間に連絡をしてもまだ OK ボタンが押されないと、倒れている可能性もあるので、こちらから電話を掛けて安否確認を毎日手軽にできる取組をしている。

御質問にあった、導入部分、LINE を使えるのかという点に関して、あくまでこのようなことを LINE でできますよということを利用者にお話をして、希望者のみ利用していた。傾向として本当に幅が広いと思うのは、90 代の方でも、スマートフォンを使って、そもそも LINE をすでに利用にしているだけではなく、動画視聴等している方もいれば、70 代の方でも、スマートフォン自体を持っていない方もいる。今 LINE の安否確認を利用いただいている方の年齢を見ると、60 代から 80 代の前半までいらっしゃる。

2 点目の契約に至らなかったケース等々に関しては、理由は様々というところが正直なところ。やはりひとつあるのは、お金の部分で料金を払うこと自体がなかなか難しい、対応ができない方がいらっしゃる。それ以外には、お話ししていく中で、御親族さんに連絡してみたら、もしかしたら対応していただけるのではないのでしょうかとこちらからお声かけさせていただいて、高齢者が何年ぶり何十年ぶりに御親族さんに御連絡をしてみると、自分たちがやりますよ、事業者と契約しなくても大丈夫ですと言ってもらえて、このような身元保証等のサービスを使わなくても問題なく生活が継続できたケースもあった。理由は様々だが、やはり経済的な理由というのは大きなものとしてあると、日々の相談支援の中で感じている。

岡元委員：

3 点ご質問したい。1 点がまごころさんで、残りの 2 点は市役所さんにお伺いしたい。まず、まごころさんへの質問は、先ほどの LINE についてである。最近はいろいろなものが出てきていて、OK ボタンを押すものだけではなく、例えばスマホが起動した、動きがあったときに感知し、半自動的に安否を確認できるようなスマホのアプリもいろいろ出てきている。その中で、この LINE という方法を採用された理由をお尋ねしたい。アプリは最初のインストールは少し大変だが、使っている最中は手間が少ないかなと思われるが、この方法を採用した理由を教えてください。

事務局への質問の 1 点目は、市として終活支援事業をされている中で、例えばエンディングプラン・サポートを御利用される方は、終活情報登録も一緒にお願いますとか、S 救セットも家に置いておいてくださいというように、それぞれが別々ではなく、両方利用すると二重に安心といったところがあると思うが、事業同士の関係の位置付けがあれば教えてください。

2点目については、今年度、国の事業で「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」ということで、新日自を少し早めにする場合に、入院入所手続き支援と死後事務支援とそれぞれ 300 万円ずつの補助事業があると思うが、静岡市、あるいは静岡市社協さん、あるいは、静岡県下の自治体さんや社協さんで、新日自に先行して取り組んでおられるところがどれぐらいあるのか、御存知でしたら教えていただきたい。

石井委員：

LINE について、半自動化などいろいろな方法がある中で、私たちでは、まず利用者の方に使ってみてもらい、利用者の意見が決め手となった。半自動化ではなく、逆に毎日人からメッセージが届く、それがシステムであっても LINE が届いて、毎日自分で OK ボタンを押すというところに安心感を覚えるという声があった。最初、言葉を選ばずに言うと、毎日毎日ボタンを押すことが面倒くさいのかなと考えたが、利用者の意見は、毎日メッセージが届いて今日も大丈夫だったよと意味も込めて OK ボタンを押すことに安心感を覚えるというものだったので、このシステムを導入させてもらった。御指摘のところ、おっしゃっている意味がよくわかるところではあるが、逆に半自動化ではないところが良いという利用者様の声で、LINE を導入させてもらった。

岡元委員：

御利用者さんの中で、この LINE を利用されている方はどれぐらいいらっしゃるのか。

石井委員：

今 80 件超の御利用者様がいるうち、10 件利用されている。

事務局：

静岡市の終活事業の各事業の連携の部分についてだが、まず終活情報の登録・伝達を使う時には、S 救セットを持っていますかと確認する項目があるので、そこは一緒に連携して使うこととなる。また、エンディングプラン・サポートを使う時には、終活情報の登録・伝達で登録することを要件としているので、エンディングプラン・サポートを使うと終活情報の登録・伝達も使う、終活情報の登録・伝達を使うと S 救セットも使うという流れになっている。ただ、逆の流れはないので、S 救セットが必要な人に他の事業を全て使えという形にはなっていない。

国の新たな事業の状況については、新日自を所管しているのが他の課ということもあり、よろしければ静岡市社会福祉協議会の状況を手嶋委員に教えていただきたい。

手嶋委員：

まだ市社協、県社協間でオフィシャルになっていないところもあり、何とも申し上げにくいところだが、県社協の方から、県下で令和 9 年度から先行して実施する社協がいくつかあると聞いている。静岡市社協としては、現行の日常生活自立支援事業において、一定数、待機者数があることや、新日自に備えて課題解決を図らなくてはいけない事項が多数あるので、令和 9 年度からではなく令和 10 年度からに向けて、取組を進めていく

ということ、担当課である福祉総務課の方々と打ち合わせをさせていただいた。

近江委員：

静岡市さんにお伺いしたい。認証事業者 2 者の契約数が合計で 180 名と聞こえたが、その契約の内容を知りたい。例えばまごころさんでも、身元保証契約、日常生活支援契約、いわゆる死後事務契約など契約がいろいろあると思うが、何を根拠としてその 180 名ということなのかということをお伺いしたい。

その次に聞きたいことは、先ほどの静岡市さんの説明の中で、エンディングプラン・サポートの申請は今のところ 4 件、今年度の申請を入れて 5 件ということだが、180 名の方がすでに認証事業者と契約しているということと、この 5 件というのはどういうふうな差なのか、その差というのは何から生じるのかというところを考える上で、まず 180 という数字を確認したいと、そういう趣旨で質問をする。

事務局：

契約数については、終活支援優良事業者の 2 者に各契約数を教えてくださいという聞き方をした。こちらとしては、契約書の数という認識で、たとえば一人の利用者で身元保証契約、日常生活支援契約、死後事務委任契約等、複数の契約をしている場合は、それが複数カウントされると捉えている。

近江委員：

実はうちの檀家さんで、一人暮らしの方が、まごころさんの、日常生活支援と身元保証をお願いしたことがあった。それも 180 の中には入っていると思う。もう少しそのデータをきっちり集めてほしい。それでも 2 者さんがやっておられるエンディングプラン・サポートに相当する部分の契約というのは、市のエンディングプラン・サポートの申請件数よりは多いと思われる。そのギャップをよく分析してみたら、もう少し申請をしやすくするためには何を改善するべきか見えてくるのではないかと考えて質問した。

手嶋委員：

それに関連して質問したい。エンディングプラン・サポートは、契約を公正証書で残すということか。以前まごころさん、Welbie さんが直接提供している契約に関しては、公正証書の形に限定していないと伺ったことがある。エンディングプラン・サポートについては公正証書で残さなきゃいけないというところをもう少し詳しく教えていただきたい。

事務局：

まさに今の近江委員の御発言と関係があるが、終活支援優良事業者の 2 者がそれぞれ直接市民の方と結ぶ契約では、契約書の形態は、公正証書でなくても公正証書でもあっても、どちらでも構わない。現状公正証書でない普通の契約書を使うことが多いと思う。一方で、エンディングプラン・サポートは、市が関与するので、勝手ながら、堅い契約にしたい、本人の意思能力についても、見ていただきたいので、公正証書での契約を必須と

させていただいている。公正証書でなくても、公正証書であっても、事業者が行う死後事務の内容に差はないが、エンディングプラン・サポートでは、市が関与し、公正証書も作成するので、余分な手間や費用がかかる。市民が、はじめは、エンディングプラン・サポートを希望していても、終活支援優良事業者とやり取りを進める中で、事業者が充分安心だから自分で事業者と直接契約するよと、市のエンディングプラン・サポートの利用希望をとりやめる方もいる。近江委員からも御指摘があったが、そのあたりに使い勝手が悪い部分もあるのではないかと、課題として改善できることはしていけないと認識している。

手嶋委員：

実際にエンディングプラン・サポートで契約をなされている方は、契約と同時進行でこのエンディングプラン・サポートについて検討されて、契約については公正証書で契約をされた方なのか。それとも、もともとまごころさん、Welbie さんで、公正証書以外で契約をされていた方がエンディングプラン・サポートの相談をされて、あらためて公正証書を作成されたのか。

事務局：

エンディングプラン・サポートの利用申請された方は、まだ契約には至っておらず、目下事業者と一緒に進めているという状態。まだ契約に至っていないので契約書も結んでおらず、結ぶ際には最初から公正証書となる。そのため、すでに事業者さんと契約している方ではなく、基本的には新しい方が対象となる。すでに事業者さんと契約をしている方が、エンディングプラン・サポートを利用しようとする、契約を一旦解約することとなるため、移行しづらいかなと思う。

石田委員：

民生委員をやっていて、とにかくこの終活の支援でS救セットが大事だなと強く感じている。S救セット、エンディングノートはずいぶん普及されてきた。昨年11月からエンディングプラン・サポートを始め、かなり反響もあったということで、これから普及していくといいと思う。

今回の資料にもあるが、静岡市の高齢化率が、全国の政令指定都市で二番目に高い。実際に、まだ自分には終活は関係ないよと思われる高齢者、そういう人がどのくらいいるのかなと気になる。終活準備をしないと、誰かが迷惑を被るよという事実も周知してほしい。エンディングノートなどの考え方が必要だよということをもっとPRや周知を行う、講演会等で市民に広げることが必要。

広報紙「静岡気分」が配られるが、広報を見る人にはそれで周知されると思うが、意外とまだ知られていない。民生委員の中でも、S救セットや、エンディングノートは広まってきたが、エンディングプラン・サポートや優良事業者として2者認証されていることはまだまだ広まっていないのが現実。高齢化率の高い静岡市なので、もっともっと問い合わせがあって然るべきで、特に資力のない方からの問い合わせも増えてくると思うので、相談しやすい環境づくりが必要だと思う。

静岡市で終活相談窓口を設けたり、今回いろいろな形で終活支援が進展されたりして、非常にありがたいと感じている。とにかくどこかに相談すれば、そこで何とかつながるなということを感じている。さらに、今後新たに、社会福祉法の改正により社協の方で、こういう事業を手がけるよという形に広がった。これから、もっともっとそういうものを活用するように、広めていく、そんな形になると良いと思う。

事務局：

市の事業を、市民に知られていないと、使っていただきようもないので、周知広報は引き続きの課題と考えている。

意見交換

墓じまいについて

事務局：

まず、当課に寄せられた墓じまいに関する事例を2つ御紹介する。

1つ目の事例は、他県に先祖代々のお墓があるが、親戚がすでに皆亡くなってしまっている。ある日、お寺から「墓じまいをしてほしい」という電話がかかってきたと。その方はもう疎遠になっているし、一体おいくらで何人分というような高額な料金を請求されてしまい、現実的にできないという話。

2つ目の事例は、女性の方で、先に亡くなられた配偶者が眠るお墓があるが、お子さんはいらっしゃらず、この跡を継ぐ人がいない状態で、いろいろな事情もあり、自分は墓じまいをしたくない、会費を払わずもうそのまま放っておいてしまいたいというもの。こうした墓じまいに関する事例について、御意見、アドバイス、日頃の取組などを教えていただきたい。

金森委員：

普段受けている相談の中に、直接墓じまいという相談はないが、身寄りのない方や、遠方に親族がいらっしゃるという方からは、終活全体の相談は時々ある。お墓については、「管理する」というところがどうしても問題で、跡を継ぐ人がいなくてどうしようという方は結構いる。最終的にそのまま放置した場合には、お寺で魂を抜いたり、その他の作業をされたりすると思うが、そのままにしまっているという方も山間地の方では多いかなという印象。終活もそうだが、認知症になってからというより、もっと早い段階から、墓じまいについて、御家族、御親戚と相談する、包括支援センターに相談していただくことが本当に重要なことだと思う。

近江委員：

お寺の住職もしている立場からということになるのかもしれないが、先ほどの2件目のように、墓じまいを敢えてせずにそのままにするということは、墓地の管理者がその後何らかの形で、そのお墓の面倒を見ないといけないということになる。いつまでもそのままにすることはできないので、お寺の費用で墓石を撤去して、中に入っている遺骨

を合祀墓に移すということをしないといけない。そういう例があまりにもたくさんになると、お寺は経済的な面でも体力を消耗してしまって、最悪の場合、そのお寺つまりは墓地の経営自体も維持できなくなるというような事態も招きかねない。墓地の経営者が、ある種社会的な責任としてそうならないように、日々気をつけるしかないのかなと思っている。

それから、1件目の話を聞いていて、墓じまいというのは何を定義しているのかということ。先祖代々のお墓をしまって墓石を撤去したところで、中に入っていた御遺骨自体はなくなるわけではないので、どこかに改葬するということが必ず発生する。1件目の例で言うと、おそらくお寺が言っているのは、自分のお寺の境内にある永代供養塔に改葬してください、ついては、一霊につきおいくらお納めくださいということだと思うが、身も蓋もない言い方をすれば契約自由なので、別にそのお寺の中で改葬しなくても、他の低廉な値段で受け入れてくれるところに改葬されるというようなことも考えられると思う。いずれにせよ、その方が言う墓じまいというのが、何を示しているのか、よく聞いた上で御相談対応されたら良いと思う。

坪川委員：

お墓というのは、お寺さんの場合でも、あるいは公共の墓地の場合でも、法律的にいわば土地を借りている賃貸借関係。そこを解消して、墓石そのものと、それから御遺骨、どう改めて埋葬するかという、そういう法律関係の話になる。最終的にどうしても宗教・宗派によってやり方が変わり得るところと、そこは宗教問題なので行政の立場からこうすべきですよ、こういうふうに皆さんはしていらっしゃいますよという誘導がかけづらい、政教分離の問題があるところだと思うが、個々の利用者さんがどういうふうにそこを解消していくのかという話に結局は尽きると思う。

私はどちらの立場でもいろいろ御相談を受けることはあるが、近江先生がおっしゃったように、契約自由の中で、どういう費用でどういうふうにするかということと、管理者の側でも、もちろん全く連絡つかない方になってくると別だが、例えば利用料を納めてくださらないからといって、勝手にお墓を移したり壊したりということはなかなか法的にはしづらく、自力救済になってしまうというようなところもあり、非常に悩ましい問題だということをお伝えしたい。

事務局：

墓じまいという定義も曖昧なものの、エンディングプラン・サポートで、どうしてもお墓の話が出てくる。死後事務委任契約は、どの範囲を業者にやっていただくのか、御本人様が自分でやってほしい部分を頼むというのが本来の契約だと思うが、エンディングプラン・サポートを使って市が契約を見届けるという場合に、中途半端にやってほしいことだけを契約して、市が関わったにもかかわらず、死後に何かやるべきことが放置されているとなると、よろしくないのではないかとということで、市では、エンディングプラン・サポートの御相談を進める中で、他に考えなければならないことがないか等、聞き取りを行っている。その中で、どうしてもお墓の話があり、今回意見交換の場にあげさせていただいた。今後も引き続き考えていくべきところと考えている。

(4) 閉会